



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価（送料共）1か月2,200円

目次

- 監査公表
監査公表第34号

監査公表

和歌山県監査公表第34号

平成16年3月25日付け和監委第99号の行政監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のと

おり公表する。

平成17年6月24日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
和歌山県監査委員 築 野 富 美
和歌山県監査委員 新 島 雄 雄
和歌山県監査委員 山 下 直 也

- 1 行政監査の対象
県単独補助金について
- 2 行政監査の結果に基づく措置

《知事所管分》

監査結果 (行政監査の結果に関する報告書中)	措置の内容
<p>3 個別意見 (広報室)</p> <p>No.1 市町村自治連絡協議会運営費補助金</p> <p>(1) 交付要綱等の制定について 当該補助金にかかる独自の交付要綱等がないので、補助事業の具体的内容、補助対象経費、補助率、関係様式等を明確にするためにも、交付要綱等を制定する必要がある。</p> <p>(2) 交付決定事務の迅速処理について 交付申請から交付決定まで約4ヶ月を要しているケースがある。 協議会活動は通年事業であり、事業着手を早期に行うようにするため、迅速な処理に努められたい。</p> <p>(3) 補助対象事業者の指導について 当該補助金は、自治会の会長(区長会)で組織する各郡市の自治連絡協議会など住民を代表する団体への補助金である。 自治連絡協議会が、より活発に運営され、補助事業の効果が上がるよう、各補助対象事業者の事業内容についても指導されたい。</p> <p>No.2 北方領土返還要求運動和歌山県民会議事業補助金</p> <p>(1) 補助効果について 当該事業は、北方領土返還県民運動の推進を図るため、18年間、啓発活動等を中心に行われているが、事業内容が例年画一化されているケースが見られる。</p>	<p>平成14年度まで、均等割り、町村数割で交付していた補助金について、平成15年度から実績に応じて補助額を決定することとし、「和歌山県自治連絡会育成事業補助金交付要綱」を定めた。</p> <p>補助金交付申請から決定までの事務処理の迅速化を図った。</p> <p>この補助金は、県内各市町村の自治会間の連携向上を図ることにより県政の円滑な推進を図るために交付するものであり、補助対象事業者に対し、制度の趣旨を徹底するとともに、有効に活用されるよう指導した。</p> <p>平成15年度は新規事業として、中学生4人と社会科教諭を根室市に派遣し、その体験談を県民大会で発表した。 また、平成16年度には教育者会議を立ち上げ、教育の現場からも北方領土問題の意識高揚を図る</p>

監 査 結 果 (行政監査の結果に関する報告書中)	措 置 の 内 容
<p>全国的な活動状況を見ながら、活動内容の見直しを行うとともに、広く県民への周知を図るよう指導されたい。</p> <p>〈文化国際課〉</p> <p>No.3 文化振興財団文化事業補助金</p> <p>(1)交付要綱について 補助事業に要する経費の配分変更をする場合、交付要綱に知事の承認を要する旨の規定がないので、要綱に交付条件を明文化しておく必要がある。 また、交付決定通知にも条件を付記されたい。</p> <p>(2)実績報告書の期限遵守について 実績報告書の提出期限が、交付要綱で「4月10日又は事業完了後30日経過した日のいずれか早い日」と定められているにもかかわらず、平成15年5月28日に提出されている。 定められた期限を遵守するよう補助対象事業者を指導されたい。</p> <p>(3)事業効果について 県民の文化意識の高揚と、県民ニーズに応えるため、今後、ニーズの把握に努めるとともに、より一層補助効果の上がる事業展開を図る必要がある。</p> <p>〈総務学事課〉</p> <p>No.4 和歌山県私立学校教育環境整備補助金</p> <p>(1)交付事務の迅速化について 平成14年11月21日に内示されているため、交付申請、交付決定など一連の事務手続が年度後半になっている。 事業効果を早期に得るためにも、迅速な事務処理に努められたい。</p> <p>(2)額の確定について 補助金の額の確定にあたっては、実績報告書の書類審査とともに、必要に応じて現地調査を行い、補助事業が交付決定の内容及び条件に適合しているかどうかを確認されたい。</p> <p>(3)補助対象事業者の指導について 補助対象事業者が事業を実施するにあたっては、適切かつ経済的に事業を執行するよう指導されたい。</p> <p>No.5 和歌山県私立学校関係団体教育研究事業</p>	<p>よう指導した。</p> <p>経費配分については、軽微な変更(概ね20%未満)を除き、変更承認を要する取扱いとする旨、補助金交付要綱の改正を行った。</p> <p>補助事業完了後(3月末)、事業について速やかに精算のうえ実績報告書を期限内に提出するよう指導の徹底を行った。</p> <p>今後とも、県民の文化へのニーズの把握(来場された方へのアンケート調査等を行い)に積極的に努めるとともに、館を管理運営していることのメリットを最大限活用し、文化事業の充実を図っていくよう指導した。</p> <p>補助金の交付事務については、平成16年度から事業計画書の提出時期を早めるなど、その一連の事務手続の迅速化に努めることとした。</p> <p>補助金の額の確定にあたっては事務の簡素化という要請もあり、実績報告書等による書類審査を原則としているところであるが、必要に応じて現地調査等を実施していくこととした。</p> <p>補助事業が適正かつ経済的に執行されるよう、平成15年度から補助団体に対し、再販売価格維持商品等を除き、合い見積書を徴するよう指導した。</p>

監 査 結 果
(行政監査の結果に関する報告書中)

措 置 の 内 容

費補助金

(1) 交付要綱の整備について

交付要綱には、「教育研究事業及び教育振興事業に要する経費」を補助対象経費として規定しているが、補助対象経費の内容を明確にするとともに、補助率の規定も含めて交付要綱を整備されたい。

また、交付要綱に交付条件が規定されていないので、要綱の整備を行うとともに、交付決定通知に交付条件を付記されたい。

(2) 額の確定について

補助対象事業者から、平成 15 年 6 月 4 日付けで実績報告書が提出され、6 月 9 日に補助金額の確定が行われている。

事務処理期間を勘案して、実績報告書の提出を求めるとともに額の確定にあたっては、出納整理期間内に行うよう適切に事務処理されたい。

(市町村課)

No.6 地域・ひと・まちづくり事業補助金
(那賀振興局 県民行政部 地域行政課)

(1) 補助事業の有効活用について

当該事業は、地域活動を奨励し、地域活性化を推進するためのものであり、事業効果の波及が期待されるところから、補助制度の周知を図るとともに実施事業の紹介を行うなど、より効果的な事業の展開を図られたい。

(2) 交付決定事務の迅速処理について

交付申請から交付決定まで約 3 ヶ月を要しているケースがあるので、遅滞なく事務処理されたい。

(3) 交付要綱の整備について

交付要綱に、交付条件として「財産を適正に運営管理」する旨の条項が記載されていないので、規定を整備するとともに交付決定通知にも条件として付記されたい。

(4) 補助効果について

補助事業後の地域づくり、まちづくりが、いかに継続され、広がりをもっていかまでチェックし、補助効果の有無を評価されたい。

交付要綱に補助対象経費、補助率及び交付条件を明記し、平成 16 年度から適用した。

また、交付決定通知への交付条件の付記は平成 15 年度から実施した。

平成 15 年度において、出納整理期間内に額の確定を行った。

平成 16 年度から、募集に際しては、局内各部、管内各町及び管内各町商工会へ周知し、その後地域づくりの取組を行っている団体も含めて、再募集をかけるなど事業の周知を行った。

各事業ごとに個別に採択内示通知、交付決定通知を行い、迅速な事務処理を行うよう改善した。

交付要綱については、平成 16 年 4 月 1 日付けで整備した。

効果については、実績報告書提出時に事業効果について記載する項目があり確認するとともに、聞き取りにより詳細を確認した。

継続性・広がりについては、長期的に事業効果の確認を行うなど今後も努力していく。

<p>監 査 結 果 (行政監査の結果に関する報告書中)</p>	<p>措 置 の 内 容</p>
<p>No.7 地域・ひと・まちづくり事業補助金 (有田振興局 県民行政部 地域行政課)</p> <p>(1)補助対象事業者の指導について 補助対象事業者が事業を実施するにあたっては、適切かつ経済的に事業を執行するよう指導されたい。 また、実績報告書に基づく額の確定については、必要に応じ団体の決算書等も徴取し、実績報告との整合性を確認する必要がある。</p> <p>(2)補助事業について 補助目的の主旨を十分ふまえて事業採択を行うとともに、内容によっては他の補助制度等を活用する方法も検討されたい。</p> <p>(3)交付要綱の整備について 交付要綱に、交付条件として「財産を適正に運営管理」する旨の条項が記載されていないので、規定を整備するとともに交付決定通知にも条件として付記されたい。</p> <p>(4)補助効果について 補助事業後の地域づくり、まちづくりが、いかに継続され、広がりをもっているかまでチェックし、補助効果の有無を評価されたい。</p> <p>No.8 地域・ひと・まちづくり事業補助金 (東牟婁振興局 県民行政部 地域行政課)</p> <p>(1)補助対象事業者の指導について 補助対象事業者が事業を実施するにあたっては、適切かつ経済的に事業を執行するよう指導されたい。</p> <p>(2)交付要綱の整備について 交付要綱に、交付条件として「財産を適正に運営管理」する旨の条項が記載されていないので、規定を整備するとともに交付決定通知にも条件として付記されたい。</p> <p>(3)補助効果について 補助事業後の地域づくり、まちづくりが、いかに継続され、広がりをもっているかまでチェックし、補助効果の有無を評価されたい。</p> <p>〈消防保安課〉</p>	<p>補助事業の適切かつ経済的な執行を確保するため、指導を行った。 なお、額の確定については、実績報告書に領収書(原本証明付き写し)等を添付させることにより、適切な執行を確認しているところであるが、必要に応じて決算書等の徴取も行うこととした。</p> <p>今後ともに補助目的の主旨を十分踏まえた事業採択に努める。併せて、他の補助制度等を活用することが有効であると認められるものについては、助言・指導に努める。</p> <p>交付要綱については、平成16年4月1日付けで整備した。また、平成16年度交付決定より、該当案件があれば、財産を適正に運営管理する旨を交付条件として付記する。</p> <p>事業効果の継続性・発展性については、市町村等を通じての情報収集など出来るだけ幅広く検証に努める。</p> <p>適正な事業費の算出という観点から、委託費の内容及び支出根拠を入念に精査し、経済性も考慮した事業執行について指導した。</p> <p>交付要綱については、平成16年4月1日付けで整備した。</p> <p>補助効果の有無を評価するにあたり、市町村等を通じての情報収集を行い、継続性や発展性など幅広い事業効果の検証に努めた。</p>

<p>監 査 結 果 (行政監査の結果に関する報告書中)</p>	<p>措 置 の 内 容</p>
<p>No.9 和歌山県消防防災施設等整備費補助金 (1)交付事務の迅速化について 平成14年12月19日に額の確定を行っているにもかかわらず、15年4月10日に補助金を交付している。 事業実施の期間を勘案して、遅滞なく事務処理するよう努められたい。 (2)補助対象事業者の指導について 補助対象事業者が事業を実施するにあたっては、適切かつ経済的に事業を執行するよう指導されたい。 (3)交付条件について 交付要綱で定められている「財産の適正な運営管理」について、交付決定通知書に交付条件として付記されたい。</p>	<p>適正な請求書が到達し次第事務処理をするよう努めている。平成15年度からは、額の確定を行った日から1ヶ月以内に補助金交付の事務処理を行った。 交付決定にあたっては、契約の方法を競争入札とすることを原則とするなど、補助対象事業者に対し、適正かつ経済的な事業を執行するよう指導した。 交付要綱で定めている「財産の適正な運営管理」について、平成16年6月10日付けの交付決定通知書に交付条件として付記するとともに、以後の通知書においても付記することとした。</p>
<p>〈総合防災課〉 No.10 和歌山県地震防災施設等整備費補助金 (1)事務処理の迅速化について 補助金の内示、申請・交付決定等一連の事務が、年度の後半に処理されている。 事業の重要性に鑑み、補助効果を年度早期に出すため、内示の時期を早めるなど、事務処理を迅速に進められたい。 (2)事業完了の確認について 補助事業の完了については、実績報告書等で確認するとともに、必要に応じ現地調査を行われたい。</p>	<p>平成16年度の補助金交付事務については、要望調査の時期を5月に早めるとともに、7月に内示、8月に交付決定を行った。なお、今後も内示・交付決定を年度の早期に行い、事務処理の迅速化に努める。 平成16年度の補助事業完了の承認については、実績報告書により書類審査を行うとともに、振興局職員による現地調査を適宜実施することとした。</p>
<p>〈総合交通政策課〉 No.11 和歌山県輸送力強化促進委員会補助金 (1)交付要綱等の制定について 当該補助金に係る独自の交付要綱等がないので、補助事業の具体的内容、交付対象経費及び補助率、各関係様式等を明確にするためにも、交付要綱等を制定すべきである。 (2)補助効果について 補助制度が創設されて39年経過していることから、当初の事業目的は達せられたかどうかの検証が必要である。 また、近年の地域公共交通機関を取り巻く諸問題に対応するためにも、補助目的に添った、より効果的な事業内容の検討が必要である。</p> <p>〈環境生活総務課〉</p>	<p>平成15年9月18日付けで、交付要綱を制定した。 本委員会は、昭和38年の設置以来、鉄道を中心とした公共交通機関の輸送力の増強を中心に尽力してきたところですが、鉄道電化などの所期の目的は概ね達成されていることや、現在の財政状況に鑑み、本委員会の活動を平成16年度から当面休止し、活動が必要となった場合再会することに決定した。</p>

<p>監 査 結 果 (行政監査の結果に関する報告書中)</p>	<p>措 置 の 内 容</p>
<p>No.1 2 和歌山県内国立公園清掃活動費補助金 (1)補助事業の必要性について 当該補助金は、吉野熊野国立公園の清掃活動に対して補助されており、瀬戸内海国立公園や国定公園、県立自然公園は補助されていない。 今後、国立公園の美化推進事業のあり方も視野に入れながら、補助事業の必要性を検討されたい。</p> <p>〈食品安全企画課〉 No.1 3 食鳥検査事業運営補助金 (1)補助効果について 近年「食の安全」に関し、県民の関心が高まっているなかで、当該事業の補助効果を高めるため、検査を徹底することによって食の安全性を確保されたい。</p> <p>No.1 4 和歌山県食品衛生関係団体補助金 (1)適切な実績報告について 実績報告書に、事業内容の分かる書類の添付がなされていないので、今後、適切な報告書を提出するよう補助対象事業者を指導されたい。 (2)事務処理の適正化について 実績報告書が平成15年6月20日付けで提出されており、6月23日に額の確定を行っているが、出納整理期間内に行うよう適正に事務処理されたい。</p> <p>〈県民生活課〉 No.1 5 より良い暮らし推進事業補助金 (和歌山県消費生活センター) (1)交付要綱について 補助事業に要する経費の配分を変更する場合、交付要綱に知事の承認を必要とする旨の規定がないので、明記されたい。 また、交付決定通知書に、当該条件を付記されたい。 (2)交付事務について 交付要綱第4条で申請期限が9月30日となっているが、事業に早く着手し、補助効果を高めるためにも申請書の提出期限を見直されたい。 また、補助対象事業者に対し、早期に申請するよう指導されたい。 (3)補助効果について</p>	<p>他の国立公園や国定公園、県立自然公園との整合性や国立公園等の美化推進事業のあり方について検討した結果、平成15年度限りで補助事業を廃止した。</p> <p>指定検査機関への定期的な指導監督や検査員の技術研修会等への派遣などにより、検査制度及び検査員の資質の向上に努める。</p> <p>平成15年度より補助金の実績報告に補助対象となる事業の事業報告、決算報告(人件費を含む。)を添付するよう指導し、平成16年4月23日に報告を受け、適正に補助金の額の確定を行った。</p> <p>平成15年度においては、補助対象事業者に補助要綱に基づき適正に報告書を提出するよう指導し、平成16年4月23日に報告を受け、適正に補助金の額の確定を行った。</p> <p>経費配分の変更については、交付要綱第5条の(1)に明記した。 また、交付決定通知書にも条件を付記した。</p> <p>申請期限を6月30日に変更した。 また、早期に申請するよう指導した。</p> <p>活動範囲を限定することなく、全県域に広げる</p>

<p>監 査 結 果 (行政監査の結果に関する報告書中)</p>	<p>措 置 の 内 容</p>
<p>当該補助対象事業者は、豊かでより良い暮らしを実現するため、広域的に組織された団体ではあるが、活動範囲が限定されている。</p> <p>この活動を県内一円に広げるなど、更に補助効果を高めるよう指導されたい。</p> <p>〈青少年課〉</p> <p>No.16 和歌山県子ども会連絡会補助金</p> <p>(1) 交付要綱等の整備について 交付要綱に、補助率、交付条件等の規定がないので記載されたい。 また、運営費全体が補助対象経費となっているにもかかわらず、交付決定通知に「経費の配分変更をする場合は知事の承認を得ること。」と記載されている。交付条件の記載について検討されたい。</p> <p>(2) 実績報告書の期限遵守について 実績報告書の提出期限を遵守するよう補助対象事業者を指導されたい。</p> <p>No.17 少年補導センター県費補助金</p> <p>(1) 交付要綱の整備について 交付決定通知に、交付条件として「経費の配分変更をする場合は、知事の承認を得ること。」と記載されているが、要綱に交付条件の規定がないので明記されたい。</p> <p>(2) 補助事業の取組について 青少年問題の現状は、少子化の中、非行件数の増加に加え、内容的にも凶悪化傾向を示している。 次代を担う青少年の健全育成を図るため、地域社会、家庭、学校等との緊密な連携は勿論、行政、教育、警察の三位一体のもと、少年補導センターの役割を十分ふまえ、非行防止活動のさらなる取組を図られるよう指導されたい。</p> <p>〈福祉保健総務課〉</p> <p>No.18 和歌山県民生児委員協議会運営費補</p>	<p>よう指導した。</p> <p>補助金の補助率、交付条件等の規定については、今後、内容の検討を進めて参ります。 交付決定通知の際の交付条件の記載の「経費の配分変更をする場合は知事の承認を得ること。」については、今後、記載しないものとした。</p> <p>実績報告書の提出期限(翌年度の4月10日)については、団体への交付決定通知の際に徹底するとともに、事務連絡等により期限の遵守を指導した。</p> <p>交付決定通知の「補助金交付の条件」欄に、補助金の交付条件を明記した。</p> <p>各センター単位で、学校・警察・センターの連絡会議(学警セ)の開催、家庭への「センターだより」の発行、地域ぐるみによる非行防止活動の推進等により、緊密な連携を図っています。 また、三位一体の制度は、本県独自のシステムで、まさに地域の非行防止活動の中核となった役割を果たしています。県として、青少年の健全育成を図るため、県費補助だけでなく、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内の補導センターの長会議、補導センター職員研修大会の開催 ○ 「夏の子どもをまもる運動」、「健全育成強調月刊」等各種運動の展開 ○ 時宜を得た広報啓発資料の作成・配布 ○ 補導センターとの合同立入調査等通じ、取組の強化が図られるよう、更に指導します。

<p>監 査 結 果 (行政監査の結果に関する報告書中)</p>	<p>措 置 の 内 容</p>
<p>助金</p> <p>(1) 交付要綱等の制定について 当該補助金にかかる独自の交付要綱等がないので、補助事業の具体的内容、交付対象経費及び補助率、各関係様式等を明確にするためにも、交付要綱等を制定すべきである。</p> <p>(2) 補助金制度の整理・統合について 和歌山県民生児童委員協議会に対して当該補助金以外に類似の県費補助金が交付されている。 補助金制度の合理的運用を図る観点から、補助対象事業者が同一で、事業目的が類似する補助金については、整理・統合を検討する必要がある。</p> <p>〈子育て推進課〉</p> <p>No.19 保育対策等推進事業費補助金</p> <p>(1) 適切な実績報告について 実績報告書に、研修会への参加状況等がわかる書類が添付されていないため、事業内容が具体的に把握できない。 実績報告に、事業の実施状況や活動内容がわかる資料を添付させるとともに、補助効果を高めるため今後の参考とされたい。</p> <p>No.20 和歌山県放課後児童健全育成小規模児童クラブ事業費補助金</p> <p>(1) 交付決定事務の迅速処理について 交付申請から交付決定まで約5ヶ月を要しているケースがある。 放課後児童健全育成は通年事業であり補助効果を発揮するためにも迅速な処理に努められたい。</p> <p>(2) 実績報告について 実績報告書に、放課後における子ども達の活動状況がわかる書類が添付されていないため、事業内容が把握できない。 実績報告書に、活動状況がわかる資料を添付させるとともに、補助効果を高めるため、クラブ間の情報提供を行うなど活用されたい。</p> <p>〈長寿社会推進課〉</p> <p>No.21 和歌山県老人医療等協力補助金</p> <p>(1) 交付要綱の整備について</p>	<p>当該補助金にかかる要綱については、平成15年度に整備し、交付対象経費及び補助率及び各関係様式等を明確にした。</p> <p>和歌山県民生児童委員協議会運営費補助金交付要綱(平成16年4月1日付け名称変更)の一部を平成16年8月10日付けで改正し、他の補助金と整理・統合を行った。</p> <p>事業実績報告に内容がわかる資料を添付するように指導を行い、事業効果の把握及び今後の事業参考に活用を行っている。</p> <p>事業効果を図るため、交付申請から交付決定まで迅速な処理を行った。</p> <p>事業実績報告に事業内容がわかる資料を添付するように指導を行い、事業効果の把握及び今後の事業参考に活用を行っている。 またクラブ間の情報提供は機会のあるごとに行っている。</p> <p>当事業は平成16年度から高齢者をはじめとす</p>

<p>監 査 結 果 (行政監査の結果に関する報告書中)</p>	<p>措 置 の 内 容</p>
<p>交付要綱に交付条件についての定めがないので、規定を整備されたい。</p> <p>(2)実績報告書の提出期限について 実績報告書の提出期限を遵守するとともに、額の確定にあたっては出納整理期間内に事務処理を行うよう努められたい。 また、実績報告書の提出期限(翌年度5月31日)については、審査等に必要期間も勘案して定めるよう検討されたい。</p> <p>〈障害福祉課〉 No.22 和歌山県障害者小規模作業所運営事業補助金</p> <p>(1)額の確定について 実績報告書の審査にあたっては、内容等適宜現地の状況を把握するなど、適切に事務処理をされたい。</p> <p>(2)交付要綱の整備について 補助事業に要する経費の配分を変更する場合、交付要綱に知事の承認を必要とする旨の交付条件の規定がない。 また、当補助金は概算払いで支出されているが、概算払いができる旨の条項がないので、これらの点について交付要綱を整備されたい。</p> <p>(3)市町村の交付要綱制定について 市町村によっては、当該補助金の交付要綱が制定されていないので、補助目的や補助対象経費、補助率等を定めた交付要綱を制定するよう指導されたい。</p>	<p>る県民の健康増進に寄与する、より公益性の高い事業(高齢者等健康増進事業)へと見直しを行い、新要綱にて交付条件を定めた。 平成16年度は実績報告書を提出期限内に提出させ、出納整理期間内に額の確定が行えるよう、新要綱(高齢者等健康増進事業)にて提出期限を翌年度の4月20日と定めた。</p> <p>市町村に対する補助であるため、市町村に対し利用者の出勤状況について、作業所の出勤簿と確認すること、また、会計処理について帳簿、領収書等の関係書類で確認すること等、細かく指示するとともに、提出された実績報告書に対し振興局及び障害福祉課が必要に応じ聞き取りや直接出向き書類等の確認を行った。 概算払いができる旨の条項については、要綱に改正を行い追加した。</p> <p>各市町村の指導監督において要綱制定の指導を行うとともに、文書においても指導した。</p>
<p>〈医務課〉 No.23 市町村立病院内保育所運営事業補助金</p> <p>(1)交付決定事務の迅速処理について 交付申請から交付決定まで約3ヶ月を要している。 院内保育は通年事業であり、事業効果を発揮するためにも迅速な処理に努められたい。</p> <p>〈健康対策課〉</p>	<p>事業効果を発揮するため、迅速に処理を行った。</p>

<p>監 査 結 果 (行政監査の結果に関する報告書中)</p>	<p>措 置 の 内 容</p>
<p>No.2 4 和歌山県障害者小規模作業所運営事業補助金</p> <p>(1)額の確定について 当該補助金は、市町村が運営費を補助している事業者に対して、県が補助しているものであるが、額の確定にあたっては、実績報告書の書類審査とともに、必要に応じて現地調査を行い、補助事業が交付決定の内容及び条件に適合しているかどうかを確認されたい。</p> <p>(2)交付要綱の整備について 補助事業に要する経費の配分を変更する場合、交付要綱に知事の承認を必要とする旨の交付条件の規定がない。 また、当補助金は概算払いで支出されているが、概算払いができる旨の条項がないので、これらの点について交付要綱を整備されたい。</p> <p>(3)市町村の交付要綱制定について 市町村によっては、当該補助金の交付要綱が制定されていないので、補助目的や補助対象経費、補助率等を定めた交付要綱を制定するよう指導されたい。</p> <p>〈就農促進課〉</p> <p>No.2 5 和歌山県生活研究グループ連絡協議会補助金</p> <p>(1)経費配分の変更について 交付要綱では、30%以上の経費配分の変更を行う場合、知事の承認を得ることとなっているが、報償費や食生活等普及活動費で30%以上の変更を行っているにもかかわらず承認を得ていないので、所要の事務手続をするよう指導されたい。</p> <p>(2)実績報告について 実績報告書には、要綱に基づく書類が添付されているものの、事業内容が具体的に把握できる資料が不十分である。 今後、補助事業の評価や事業運営の指導を行うため必要と考えられるので、所要の参考資料を添付するよう指導されたい。</p> <p>(3)補助効果について 当該補助事業は、農山漁村の生活研究</p>	<p>平成15年度において、2市3町の5作業所を対象に現地調査を実施した。 平成16年度も市町村と連携をとり、2市4町の10作業所を対象に現地調査を実施した。</p> <p>概算払いができる旨の条項については、要綱改正を行い追加した。</p> <p>各市町村の指導監督において要綱制定の指導を行うとともに、文書においても指導した。</p> <p>補助事業に要する経費の変更については、適切な事務手続を行うよう指導を徹底した。</p> <p>実績報告については、今後、補助事業の評価や事業運営の指導がより適切に行えるよう、実施内容が明確に把握できる詳細な参考資料を添付するよう指導した。</p> <p>生活研究グループ連絡協議会の事業活動については、創設以来、その時々々の要請に応じ、活動内</p>

<p>監 査 結 果 (行政監査の結果に関する報告書中)</p>	<p>措 置 の 内 容</p>
<p>を主に行っている事業であるが、創設後31年が経過している中で、時代のニーズに応えられる内容とし、補助効果を高められたい。</p> <p>〈畜産課〉</p> <p>No.26 畜産経営環境整備事業費補助金</p> <p>(1)補助事業の効果について 地域循環型(エコ)農業のメリットを視野に入れた事業であるが、耕種農家においては、堆肥の活用よりも化学肥料を使用する農家が多い中で、補助効果を発揮するため、堆肥の活用が拡大できるようなシステムづくりや啓発に努められたい。</p> <p>(2)事業実施主体者の指導について 事業実施主体者が、事業を実施するにあたっては、適切かつ経済的に執行するよう指導されたい。</p> <p>(3)市町村の交付要綱制定について 当該補助金は市町村を経由して、事業実施主体者に交付されるものであるが、補助要綱が制定されていない市町村については、補助の目的や対象経費、補助率等を定めた補助金交付要綱を制定するよう指導されたい。</p> <p>No.27 特用家畜振興対策事業費補助金</p> <p>(1)補助事業の検討について 当該補助事業は、特用家畜の消費拡大を図ることにより、中山間地域での事業推進を目的として設置されている事業であるが、現状は販路開拓、需要拡大のための事業となっている。 補助金交付要綱及び実施要領で定められている補助目的に合致する事業内容となるよう見直しするとともに、補助効果を高めるよう検討されたい。</p> <p>〈資源管理課〉</p> <p>No.28 水産増殖事業費補助金 (内水面種苗放流事業)</p> <p>(1)補助制度の体系化について この補助金は、「水産増殖事業費補助金交付要綱」に基づき、14の水産増殖関連事業(内水面種苗放流事業を含む。)</p>	<p>容も変わってきており、地域農産物を利用した女性起業活動、郷土料理の伝承活動、家族経営の推進等により、農山漁村における豊かな地域づくりや男女共同参画の推進を図る上で、より高い効果が得られる事業となるよう指導、助言を行った。</p> <p>平成16年11月より、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が本格施行され、家畜排せつ物処理施設の管理基準等を遵守することが義務づけられ、平成16年度は2団体が事業を活用した。 また、整備のみならず堆肥生産技術の農家への指導とともに、耕種農家との連携のためのコントラクター育成に向けて、講習会を開催し、啓発に努めた。</p> <p>交付要綱未制定の市町村に対しては、指導中であるが、今現在、要綱制定には至っていない。</p> <p>中山間地域の活性化を図るため、和歌山市及び御坊市で料理講習会を開催するなど、特用家畜の安定的な需要の確保とともに、新規特用家畜飼養希望者からの相談等に対応し、特用家畜の生産拡大に努めた。</p> <p>① 現要綱から内水面関係の事業を分離した。 ② 平成16年4月1日付けで内水面漁業振興対策事業補助金交付要綱を制定した。</p>

監 査 結 果 (行政監査の結果に関する報告書中)	措 置 の 内 容
<p>に交付されている。</p> <p>しかし、それぞれの事業内容や補助目的が異なるため、各補助事業ごとの目的や内容を明確に区分して実施要領で定めるなど、補助制度を体系的に整備されたい。</p> <p>(2) 額の確定について 補助金の額の確定にあたっては、実績報告書の書類審査とともに、必要に応じて現地調査を行い、補助事業が交付決定の内容及び条件に適合しているかどうかを確認されたい。</p> <p>(道路政策課) No.29 和歌山県高規格幹線道路建設促進委員会活動事業補助金</p> <p>(1) 補助対象事業者の指導について 補助対象事業者が事業を実施するにあたっては、適切かつ経済的に事業を執行するよう指導されたい。</p> <p>(2) 実績報告について 実績報告書に、成果がわかる具体的な書類が添付されていないので、今後、事業内容や活動状況等を十分把握できる地図や写真などの資料の提出を求めるとともに、これを参考にして補助効果を高めるよう指導されたい。</p> <p>(3) 額の確定について 額の確定において、県への実績報告と補助対象事業者の決算額で補助対象経費に相違があるので、関係書類を精査のうえ適正に事務処理されたい。</p>	<p>① 事業主体に対して、補助金交付条件である、収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類の整理を行うよう口頭指導を行った。</p> <p>② 事業の施行にあたって、振興局担当者が現地において確認を行った。また、事業実績報告書の書類審査の際、事業施行確認書と照合した。</p> <p>補助対象事業者に対し、物品等を購入する際には、複数の業者から見積もりを徴取するなどして、経費の節減を図るよう指導した。</p> <p>補助対象事業者に対し、平成14年度事業成果のわかる書類(作成パンフレット)を提出させた。補助効果を高めるためにも、今後提出する実績報告書には、成果のわかる書類を添付するよう指導した。</p> <p>補助対象事業者に対し、補助対象経費の相違について精査を指示した結果、県への実績報告に誤りがあったため、実績報告書を再提出させた。今後とも、適正な事務処理を行うよう指導した。</p>
<p>(生活排水課) No.30 和歌山県合併処理浄化槽設置整備事業補助金</p> <p>(1) 補助事業の促進について 当補助事業は、県民の生活環境を向上させるため必要な事業である。 海や川など公共用水域の水質保全、環境改善を図るためにも、今後とも事業促進に努められたい。</p>	<p>生活環境の改善を促進し公共用水域の水質保全を図るため、市町村長や県民に対し、積極的に啓発活動を行っている。</p> <p>実施状況は下記のとおり。</p> <p>① マリーナシティで開催したイベントに参加 ② 啓発用パンフレットの全戸配布 ③ 出張県政おはなし講座の実施</p> <p>なお、浄化槽設置基数の推移は下記のとおり。</p> <p>平成14年度 4,069基 平成15年度 4,426基</p>

監 査 結 果 (行政監査の結果に関する報告書中)	措 置 の 内 容
<p>〈振興課〉 No.31 南紀白浜空港利用促進事業補助金</p> <p>(1)交付決定事務について 交付決定通知に、補助金交付の条件として、「交付要綱第5条に定めるところによる。」と付記されているが、通知文に条件項目を具体的に記載されたい。</p> <p>(2)実績報告書の遅延について 実績報告書の提出期限を遵守するよう補助対象事業者を指導されたい。</p> <p>(3)補助事業効果の検討について 当事業は平成7年度に実行委員会を設置し、南紀白浜空港の利用促進のための啓発等の事業を行っているが、今後、より事業効果を高めるよう事業内容を検討されたい。</p>	<p>平成16年度 4,237基</p> <p>交付決定通知文に具体的な補助金の交付条件を記載した。</p> <p>遅滞なく提出期限を遵守するよう補助事業対象者を指導した。</p> <p>平成16年度より補助事業を廃止し、南紀白浜空港利用促進事業基金を活用して、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」等紀南の観光資源を活用し、観光部局及び地元市町村や関係団体等と連携を図りながら効果的な利用促進策を実施している。</p>

《教育委員会委員長所管分》

<p>監 査 結 果 (行政監査の結果に関する報告書中)</p>	<p>措 置 の 内 容</p>
<p>〈生涯学習課〉 No.32 和歌山県社会教育振興事業補助金 (1) 交付要綱の整備について 補助事業に要する経費の配分を変更する場合、交付要綱に知事の承認を要する旨の規定がないので、要綱に交付条件を明文化されたい。 (2) 交付決定事務の迅速処理について 交付申請から交付決定まで、約4ヶ月を要しているケースがある。 補助対象事業者の事業着手を早期に行うようにするため、迅速な事務処理に努められたい。</p> <p>〈スポーツ課〉 No.33 トップアスリート育成事業補助金 (1) 交付事務の適正化について 当該補助金は、県体育協会から各スポーツ団体に交付される補助金が大半を占める事業である。 県体育協会への交付申請の提出期限を遵守するよう、事業実施主体者を指導されたい。 (2) 交付要綱の整備について 現行の「和歌山県体育協会補助金交付要綱」には、各スポーツ団体のトップアスリート育成事業に係る補助の目的や交付対象の内容が明記されていない。 補助要綱を整備されたい。 (3) 補助金額の事務の適正化について 県体育協会から加盟団体に対する補助金で、内示額(20万円)と交付決定額(25万円)に5万円の差がある。 内示額の変更手続をするなど適切に事務処理するよう県体育協会を指導されたい。 (4) 補助金の配分について 県体育協会から54競技団体に対し補助されているが、少額補助団体もある。 補助効果を最大限活用するため、重点的配分を視野に入れ補助金のあり方を検討されたい。</p> <p>No.34 全国スポーツ・レクリエーション祭派遣費補助金</p>	<p>平成16年4月1日付けで、要綱の改正を行い、補助事業に要する経費の配分を変更する場合、知事の承認を要する旨の規定を、要綱に明文化した。</p> <p>平成15年度より、補助対象事業者の事業開始時期に合わせて交付決定を行い、事業着手を適正に行えるようにするため、交付決定事務の迅速な処理に努めている。</p> <p>平成16年4月13日付け文書にて、補助金交付事務の適正化のため、県体育協会への交付申請の提出期限を遵守することを事業実施主体者である加盟団体に指導するよう指導した。</p> <p>平成16年4月1日付けで、要綱の改正を行い、トップアスリート育成事業に係る補助の目的や交付対象の内容を明記することで、補助金の目的等を明確にした。</p> <p>平成16年4月13日付け文書にて補助金交付事務の適正化のため、内示額の変更手続をするなど適切に事務処理するよう指導した。</p> <p>補助対象を整理することで少額補助を見直し、より一層の傾斜配分を実施した。更に補助効果を最大限活用するため、今後も補助金の配分について検討していく。</p>

監 査 結 果 (行政監査の結果に関する報告書中)	措 置 の 内 容
<p>(1) 交付要綱の整備について 交付要綱の補助対象事業等には、「学校体育及び生涯スポーツに関係する全国大会、全国研修会等への派遣事業」とのみ規定され、当該補助事業に関する事業名、事業内容等が明確になっていないので、具体的に明記されたい。</p> <p>(2) 実績報告について 実績報告書に、具体的内容がわかる書類の添付がないので、当該資料を添付するよう指導されたい。</p> <p>(3) 事務処理の期限遵守について 交付申請の提出期限を遵守するよう、補助対象事業者を指導されたい。 また、10月8日に事業が終了しているが、平成15年3月31日に実績報告がなされている。 事業終了後速やかに報告するよう指導するとともに、迅速に処理されたい。</p> <p>(4) 補助効果について 生涯スポーツの振興を図り、県民一人ひとりのスポーツ・レクリエーション活動への参加意欲を喚起するため、今後、より一層啓発に努められたい。</p>	<p>平成16年4月1日付けで、要綱の改正を行い、全国スポーツ・レクリエーション祭派遣事業に係る補助の目的や交付対象の内容を明記することで、補助金の目的等を明確にした。</p> <p>平成16年4月13日付け文書にて交付事務の適正化のため、実績報告書に、具体的内容がわかる書類を添付するよう指導した。</p> <p>平成16年4月13日付け文書にて交付事務の適正化のため、交付申請の提出期限を遵守し、事業終了後速やかに実績報告するよう指導した。</p> <p>全国スポーツ・レクリエーション祭について、スポーツ課のホームページで広報するとともに、今後も生涯スポーツの振興を図り、県民一人ひとりのスポーツ・レクリエーション活動への参加意欲を喚起するよう努める。</p>
<p>(文化遺産課)</p> <p>No.35 和歌山県文化財保護費補助金</p> <p>(1) 交付要綱の整備について 補助事業に要する経費の配分を変更をする場合、交付要綱に知事への承認を要する旨の規定がないので、要綱に交付条件として明文化しておく必要がある。 また、交付決定通知にも条件を付記されたい。</p> <p>(2) 交付決定事務の迅速処理について 交付申請から交付決定まで約8ヶ月を要しているケースがある。 事業着手を早期に行うようにするため、迅速な処理に努められたい。</p>	<p>和歌山県文化財保護費補助金交付要綱第4条の(交付条件)に、「補助事業に要する経費の配分を変更(当該事業補助対象金額の10パーセント以下の増減を除く。)しようとする場合」を加え、平成16年4月1日から適用することとした。また、交付決定通知についても、同様の条件を付記することとした。 可能な限り早期に交付決定を行い、迅速な処理に努めた。</p>
<p>(県立学校課)</p> <p>No.36 和歌山県産業教育フェア補助金</p> <p>(1) 交付申請について 交付申請の提出期限を遵守するよう、補助対象事業者を指導されたい。</p> <p>(2) 経費配分の変更について</p>	<p>提出期限の遵守を補助対象事業者に対して指導した。</p> <p>経費配分の変更については、交付決定通知にし</p>

監 査 結 果 (行政監査の結果に関する報告書中)	措 置 の 内 容
<p>交付決定通知で、経費配分の変更を行う場合は、知事の承認を得ることとなっているが、役務費、使用料・賃借料、制作費補助について経費配分の変更を行っているにもかかわらず、知事の承認を得ていないので、所要の事務手続をするよう指導されたい。</p> <p>(3) 額の確定について 実績報告書には要綱に基づく資料が添付されているものの、事業内容が具体的にわかる書類が不十分であるので添付するよう指導されたい。 また、必要に応じて諸帳簿、証拠書類等を確認のうえ、補助金の額を確定されたい。</p> <p>(4) 補助対象事業者の指導について 補助対象事業者が、事業を実施するにあたり、適切かつ経済的に執行するよう指導されたい。</p> <p>〈健康体育課〉 No.37 和歌山県高等学校総合体育大会運営費補助金</p> <p>(1) 額の確定について 補助金の額の確定にあたっては、実績報告の書類審査とともに、必要に応じ交付先への現地調査を行い、補助事業が交付決定の内容及び条件に適合しているかどうかを確認されたい。</p>	<p>たがい、知事の承認を得るよう指導した。</p> <p>実績報告書については、具体的な事業内容を示す書類も添付して提出するよう指導した。また、額の確定にあたっては、必要に応じて関係書類を確認した。</p> <p>補助対象事業者に適正な事業の執行を図るよう指導した。</p> <p>実績報告の書類を精査し、交付先に赴いて確認するとともに、今後とも補助事業が適正に実施されるよう指導した。</p>

《公安委員会委員長所管分》

<p>監 査 結 果 (行政監査の結果に関する報告書中)</p>	<p>措 置 の 内 容</p>
<p>〈生活安全企画課〉 No.38 財団法人和歌山県防犯協議会連合会補助金</p> <p>(1) 交付要綱等の制定について 当該補助金に係る独自の交付要綱等がないので、補助事業の具体的内容、交付対象経費及び補助率、各関係様式等を明確にするためにも、交付要綱等を制定すべきである。</p> <p>(2) 交付決定通知について 交付決定通知に、交付条件として、補助金の収支に関する諸帳簿や証憑等を整理し、5年間保存する旨を付記されたい。 また、実績報告書の提出期限が平成15年5月31日となっているが、出納整理期間や事務処理期間を考慮して、提出期限を定められたい。</p> <p>(3) 実績報告について 実績報告書に、活動状況等が具体的にわかる資料が添付されていないため、事業内容が把握できない。 今後、実績報告書に、事業内容等が十分把握できる資料を添付させるよう指導されたい。</p> <p>〈交通企画課〉 No.39 自動車安全運転センター安全運転研修業務補助金</p> <p>(1) 額の確定について 当該補助金は、全国の警察官等に対する高度な運転技能・知識の研修を行う「自動車安全運転センター」に対して交付するものであるが、補助対象額や算出根拠が明確でないので、額の確定にあたっては、積算基礎がわかる資料を添付されたい。</p>	<p>平成15年4月11日から「財団法人和歌山県防犯協議会、連合会事業補助金交付要綱」が施行され、平成15年度の補助金から適用している。</p> <p>交付条件に、「補助金の収支に関する諸帳簿や証憑等を整理し、5年間保存する、」旨を付け加えた。 また、実績報告書の提出期限についても、出納整理機関や事務処理期間を考慮して、早期に設定した。</p> <p>財産法人和歌山県防犯協議会連合会に対し、実績報告書に、事業内容が十分把握できるような詳細な資料を添付するよう指導した。</p> <p>補助金額の確定にあたっては、積算根拠が明らかとなるよう資料を添付するよう指導した。</p>